

消費者

リフォームトラブルにご注意

契約は急がず慌てず慎重に

【相談内容】

Aさんは、近所で工事をしているという業者から、「お宅も屋根瓦の無料点検をしませんか？先日の台風で瓦がずれている住宅が多いんですよ」と声を掛けられ、点検をお願いしました。

すると、「取り合えず瓦の仮留めはしましたけど、そのまま放っておくと、家全体がダメになりますよ。今なら安い金額で工事できますよ」と勧め



められ、その場で100万円の工事契約をしまいました。

後になってよく考えると、高額なので断りたいのですが、無料で点検してもらって瓦も仮留めもしてもらっているのです、もう断ることはできないのでしょうか。

【アドバイス】

リフォーム業者が突然家を訪ねてきて工事の勧誘をしてくることがありますが、リフォーム工事の契約は費用が高額なため、被害が大きくなりやすい傾向にあります。

す。そのため、すぐに契約をするのではなく、いくつかの業者から見積もりを取ったり、業者が実際に工事した家を下見するなどして慎重に話を進めましょう。

今回のように訪問販売で契約した場合は、法定書面を受け取った日を含む8日以内であればクーリング・オフ（無条件解除）ができます。受け取った契約書類に、業者名・代金などの法で定められた事項が記載されていない場合は、クーリング・オフの期間が開始していないと考えられ、工事が完了していてもクーリング・オフができません。

また、業者の説明が事実と違ったり、訪問時に契約を断っても帰らなかったりするなど、勧誘に問題があるときは、クーリング・オフの期間を過ぎても取り消しができる場合があります。なお、これは請負契約なので、一部負担が必要になるかもしれませんが中途解約も可能です。疑問を感じたらすぐに消費者センターにご相談を。

■問い合わせ

消費者センター（☎8299・1234）